

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和5年度 高松市社会福祉審議会
開催日時	令和5年6月16日（金）午前11時～午後0時
開催場所	高松市役所 11階 110会議室
議 題	<p>(1) 委員長の選任について</p> <p>(2) 副委員長の指名について</p> <p>(3) 専門分科会、審査部会所属委員の指名について</p> <p>(4) 専門分科会会長の選任について</p> <p>(5) 高松市重層的支援体制整備事業実施計画の令和4年度実施状況等について</p> <p style="padding-left: 40px;">共助の基盤づくり事業の令和4年度実施状況等について</p> <p>(6) その他</p>
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	有岡委員、伊藤委員、岡委員、金倉委員、兼間委員、加野委員、佐藤(忍)委員、佐藤(隆)委員、住吉委員、高橋委員、武田委員、田中委員、難波委員、二宮委員、橋本委員、春田委員、前田委員、松村委員、山本(定)委員、山本(雅)委員
傍 聴 者	1 人 (定員 5 人)
担当課および連絡先	健康福祉総務課総務係、地域共生社会推進室 電話：839-2372

審議経過及び審議結果

<p>開会</p> <p>(1) 委員長の選任について</p> <p style="padding-left: 40px;">社会福祉法第10条の規定に基づき、委員長を互選した。</p> <p style="padding-left: 40px;">委員長 佐藤(忍)委員</p> <p>(2) 副委員長の指名について</p> <p style="padding-left: 40px;">高松市社会福祉審議会条例第5条及び同審議会運営要綱第2条第1項の規定により、副委員長を指名した。</p> <p style="padding-left: 40px;">副委員長 伊藤委員</p>
--

(3) 専門分科会、審査部会所属委員の指名について

高松市社会福祉審議会条例第7条第1項の規定により専門分科会、審査部会所属委員を指名した。

(4) 専門分科会会長の選任について

高松市社会福祉審議会条例第7条第2項の規定により、専門分科会会長を互選した。

民生委員審査専門分科会会長	田中委員
身体障害者福祉専門分科会会長	山本(定)委員
高齢者福祉専門分科会会長	佐藤(忍)委員
成年後見制度利用促進専門分科会会長	岡委員
児童福祉専門分科会会長	加野委員

(5) 高松市重層的支援体制整備事業実施計画の令和4年度実施状況等について

事務局より高松市重層的支援体制整備事業実施計画に基づく、令和4年度の実施状況について説明

(委員) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について、地元でもまるごと福祉相談員が積極的に周知活動をしているが、評価指標を見ると支援プランの策定人数が少なく、相談支援につながっていないことが課題と見受けられる。こういった課題をどのように受け止めているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか。

(事務局) 困りごとを抱える方へのアプローチについては、積極的に行っていると認識しているが、御指摘のとおり、実際の支援プランの策定につながっていないことが評価指標に表れている。

まるごと福祉相談員は、相談支援機関との関係性構築を積極的に行っており、これまでの経験から、支援プランの策定には至らないまでも、必要な支援につながることができていると認識している。

今後、複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない方や自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立している方などを確実に支援につなげるため、引き続き支援関係機関や地域住民等を通じた情報収集に努め、必要な支援につなげてまいりたい。

(委員) まるごと福祉相談員によるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の相談支援件数が731件と、多くの相談を限られた人数で対応されている。

まるごと福祉相談員を増員する考えを伺いたい。

(事務局) まるごと福祉相談員を増員する考えについて、現在、全市域に15名配置

しており、アウトリーチ件数については評価指標 No.1 のとおり（27 ページ）11,035 件 一人当たり 735 件、相談支援件数についても 731 件 一人当たり 48 件の支援を行っており、一人当たりの負担が増加していると認識している。

重層的支援体制整備事業は、各相談支援機関による分野を超えた連携体制の整備を目指すものであるため、まるごと福祉相談員の負担は事業を進めるにつれて減少していくことが、好ましいと考えている。

相談支援機関の意識醸成を図りながら、各相談支援機関での連携を強化し、まるごと福祉相談員の負担軽減を図りたい。

（委員） アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について、支援プランの策定につながらない大きな要因として、居場所づくりへの支援や、中間的就労の場が不足していることが考えられるため、これらを充実させる考えを伺いたい。

（事務局） 重層的支援体制整備事業のうち、参加支援事業において、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行っており、既存の社会資源に働きかけるなど、参加支援事業の実施に協力いただける社会資源の拡充を図っているところである。

複雑化・複合化した課題を抱える方は、社会とのつながりを持つことに消極的な方が多いため、新たに居場所や中間的就労の場を作るのではなく、既存の社会資源を発掘して、利用者のニーズや状態に合った支援メニューを実施できる社会資源の確保に努めたいと考えている。

（委員） 現在、自治会の加入率が低下しており、地域での人間関係が希薄化していることや、個人情報保護の観点から、本当に支援を必要としている方の情報を把握できないことが問題となっている。

各相談支援機関など相談を受け付ける側が積極的に関わっていないといけなのか、相談支援機関は受け身状態で困りごとを抱える方からの相談により支援を開始するのか、市としての考えを伺いたい。

（事務局） 御指摘のとおり、自治会加入率の低下に歯止めがかかっておらず、また、個人情報の取扱いに関しても、相談支援機関同士や行政内部での共有が難しくなっている。

このような中、重層的支援体制整備事業では、複数の支援機関が連携して支援を行う必要があるケースなどについて、参加者に守秘義務を課して個別ケースについて検討することが可能となっているため、こういった仕組みを活用してまいりたい。

また、困りごとを抱える方は、どこに相談したらいいのか、そもそも何が課題

かも分からない状況が多いため、行政や支援関係機関、地域住民による潜在的な相談者の見つけ出しが重要と考えている。

(委員) まるごと福祉相談員という名称については非常に認知度が高まってきているが、役割についての認知度が低いと感じている。件数だけではなく、日々の活動状況など具体的な取組を掘り下げて説明する必要があるのではないかと。

また、重層的支援体制整備事業は、各相談支援機関による分野を超えた連携体制の整備を目指すものであるため、まるごと福祉相談員の負担は事業を進めるにつれて減少するのではないかとあったが、現状に即しているのか疑問がある。まるごと福祉相談員の本来の役割は、必要な支援につなぐことであるが、つなぎ先がなかなか支援を進めてくれず、まるごと福祉相談員の負担が増加しているケースもあるため、こういった現状を踏まえた上で、判断いただきたい。

(事務局) 市民や関係機関への周知を継続して行い、まるごと福祉相談員の役割を認識いただけるよう取り組んでまいりたい。

まるごと福祉相談員の配置数についても、活動状況等をしっかりと把握した上で、適切な体制かどうか、随時、検討してまいりたい。

事務局より重層的支援体制整備事業のうち、共助の基盤づくり事業の令和4年度の実施状況について説明

(委員) 市としての予算措置として、例えばボランティアの人への食事代などは対象となるのか。

(事務局) 補助金として各地区20万円を上限としており、ボランティアの人件費や食事代については、補助金の対象外となっている。市が独自に作成している活動の手引きには、助成対象となる経費を記載している。ボランティアの方々のお茶は経費対象である。

(委員) ボランティアの高齢化が問題となっており、若い世代をどのように巻き込むかが課題であるため、市として取り組んでいただきたい。

(事務局) 検討してまいりたい。

(6) その他

連絡事項はなかった。

閉会